

第1回 南知多町立小中学校規模適正化懇談会 次第

令和2年6月3日（水）

9時30分～

南知多町役場 大会議室

○学校施設視察

役場 駐車場	→	豊浜中	→	大井小	→	師崎中
9:30		9:35～9:40		9:50～9:55		10:00～10:05
師崎小	→	内海中	→	役場 大会議室		
10:15～10:20		10:40～10:45		11:00		

1 開会

2 あいさつ

3 参加者・事務局紹介

4 議事

(1) 南知多町立小中学校規模適正化懇談会の目的と運営について

(資料1、2)

(2) アンケート結果・意見交換会での意見を踏まえた学校教育の在り方

(案) について

(資料3)

(3) 今後のスケジュール

(資料4)

(4) その他

南知多町立小中学校規模適正化懇談会参加者名簿

(敬称 略)

番号	区 分	氏 名	所属・役職	備 考
1	学識経験のある者	渡 辺 忍	日本福祉大学社会福祉学部教授	座長
2	保護者の代表	萩原 賢良	内海小学校PTA会長	
3		堀江 泰之	豊浜小学校PTA会長	
4		辻 源 雄	大井小学校PTA会長	
5		中村 栄一	師崎小学校PTA会長	
6		新美 俊洋	篠島小学校PTA会長	
7		宮 地 達	日間賀小学校PTA会長	
8		家田 真美	内海中学校PTA母親代表	
9		齋藤 慎也	豊浜中学校PTA会長	
10		浜本 佳宏	師崎中学校PTA副会長	
11		板谷 忠満	篠島中学校PTA副会長	
12		鈴川 幸彦	日間賀中学校PTA副会長	
13		鈴木 悦美	内海保育所保護者会会長	
14		田中 里奈	かるも保育所保護者会会長	
15		中野 章紀	大井保育所保護者会会長	
16		川越 美幸	師崎保育所保護者会会長	
17		鈴木 正豊美	篠島保育園母の会会長	
18		杉浦 美穂	日間賀保育所保護者会会長	
19		校長会の代表	林 徳 孝	町校長会会長（豊浜中校長）
20	井上 邦夫		町校長会副会長（師崎小校長）	
21	河合 康博		町校長会副会長（内海中校長）	
22	区長会の代表	日比 登史男	内海地区区長会長	
23		山本 友裕	豊浜地区区長会副会長	
24		鳥居 敏正	師崎地区区長会長	
25		小久保 五資	篠島地区代表区長	
26		宮地 善一	日間賀島地区代表区長	

《南知多町》

番号	区 分	氏 名	所属・役職	備 考
1	町長部局	石 黒 和 彦	町長	
2		鈴 木 茂 夫	企画部長	

《教育委員会》

番号	区 分	氏 名	所属・役職	備 考
1	町教育委員会	高 橋 篤	教育長	
2		池 戸 義 久	教育長職務代理者	
3		坂 口 薫 史	委員	
4		折 戸 良 直	委員	
5		大 岩 芳 子	委員	
6		日 比 淳 子	委員	

《事務局》

番号	区 分	氏 名	所属・役職	備 考
1	町教育委員会	山 下 雅 弘	教育部長	
2		石 黒 俊 光	学校教育課長	
3		中 村 浩 二	学校教育課指導主事	
4		鈴 木 和 芳	学校教育課主幹兼学校教育係長	

南知多町立小中学校規模適正化懇談会開催要綱

(設置)

第1条 南知多町立小中学校適正規模適正配置基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、意見又は助言を求めることを目的として、南知多町立小中学校規模適正化懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(意見等を求める事項)

第2条 懇談会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 南知多町立小中学校の適正規模・適正配置に関すること。
- (2) その他基本計画の策定について必要と認められること。

(参加者)

第3条 教育長は、次に掲げる者のうちから、懇談会への参加を求めるものとする。

- (1) 保護者の代表
- (2) 校長会の代表
- (3) 区長会の代表
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

2 前項に定めるもののほか、教育長は、懇談会の座長として学識経験のある者の参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 座長は、懇談会の会議を進行するものとする。

2 教育長は、必要があると認められるときは、懇談会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、教育委員会教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営等に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、第2条に定める事項の完了をもって廃止する。

南知多町立小中学校規模適正化懇談会の運営について(案)

1 懇談会を公開することについて

会議は公開することとし、会議の開催前に「会議開催のお知らせ」を町のホームページに掲載するなど、あらかじめ会議の開催を公表する。

ただし、公開することにより公正かつ中立な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、座長の判断で傍聴を認めないことができるものとする。

2 傍聴要領について

会議の傍聴についての定員はないが、傍聴席が満員となったときは、傍聴人の入場を止める。会議を傍聴しようとする者は、その住所氏名を傍聴人受付簿に記入することとする。

3 会議録について

会議録については、発言の要旨を記載した要点記録、個人名は無記名として作成する。事務局で会議録を作成し、参加者の方に確認していただいた後に、町のホームページに掲載するなどの方法により、公表する。懇談会参加者の氏名は、本日配付している資料の参加者名簿を町のホームページに掲載するなどの方法により公表する。

掲載内容・・・日時、場所、出席者、議事、発言者（委員名は非公開）、
発言の主な内容

アンケート結果・意見交換会での意見を踏まえた学校教育の在り方（案）

南知多町教育委員会

1 南知多町で育てたい児童生徒像

郷土に誇りをもち、心豊かに自ら学び、心身ともに健康でたくましい児童生徒

南知多町の学校教育では、子どもたちが安心して学習できる環境の中で、学校・家庭・地域が連携して「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」を基盤とした「生きる力」を育む。そのために、生まれ育った地域の歴史・文化・伝統の中で育まれながら学び、郷土に誇りをもてる児童生徒を育てる。さらに、成長とともに多くの人との出会いの中で視野を広げ、心身を鍛え、豊かな心と人間性を培い、社会の形成者としての資質を備えた人を育てる。

2 基本的な学校教育体系

1中5小 縦横連携教育 ～ 南知多町全体を一つの学びの場とする

(ただし、両島中学校についての課題が克服されるまで、3中5小とする)

縦 … 小・中学校間だけでなく、保育所・高校・大学なども含めた異校種間連携

横 … 他の小・中学校、特別支援学校、家庭、地域、各種施設・団体との連携

3 縦横連携教育の具体的な手立て例

＜小学校＞

小学校では、家庭から身近な地域へと視野を広げ、生まれ育った地域の歴史・文化・伝統を学ぶ。そして、町内他地区のことを学ぶことによって、各地区同士の関わりや歴史についての理解を深めるとともに、南知多町と関わりのある他市町村について知る。さらに、高学年では、町内各小学校間の交流を通して中学校生活への準備をする。教育課程についても各小学校間の連携を深め、各地区の特性を生かしつつ、可能な限り町内で統一を図る。

- (1) 生活科の1年生で「家の中の仕事」について学び、2年生では地域のいろいろな施設や人々について学ぶ。さらに、3・4年生では社会科の副読本「みなみちた」を活用して他地区のことについて学ぶ。これらの学習を深めるため、スクールバスや海っ子バスを利用して他の4地区へ出かけ、名所や施設を見学して文化・歴史への理解を深める。
- (2) 5・6年生では、それまでの地域学習を生かして地域への情報発信をしたり、地域の一員として各種行事へ参加したりする。
- (3) 4年～6年生で、町内陸上大会や小学校体育大会等を通して交流を図る。これらの大会の在り方について検討する。
- (4) 5年生の夏に全小学校が八百津町に行き、友好交流町について学ぶ。(可能な限り合同で
・杉原千畝記念館 ・兼山ダム ・五宝滝見学など)
- (5) 6年修学旅行は、複数校合同で京都・奈良に出かけ、交流を図る。(可能なら全校一緒に)
- (6) 小学校職員と保育所職員、中学校職員との交流研修および情報交換会を行う。

＜中学校＞

他地区の生徒とお互いに情報交換をしながら、南知多町全体への学びを深める。そして、本町の良さとともにその課題を知り、町の将来の在り方について考える。

高校や大学、特別支援学校との連携の中で視野を広げ、多くの人と関わり合いながら自分自身の将来について考える。

- (1) 1年生の夏、下諏訪町へ行き、本町の姉妹町について学ぶ。
 - ・諏訪湖
 - ・諏訪大社
 - ・八島ヶ原湿原見学など
- (2) 南知多町の産業（漁業・農業・観光業など）とその振興について調べ、発表する。
- (3) 地域の担い手として、各地区行事へのボランティア参加を図る。
- (4) 統合中学校に教育相談担当者を配置し、生徒の悩み相談、不登校対策、各家庭の支援などを充実させる。さらに、各小学校を巡回して児童や保護者対象の相談活動を進め、生徒指導面での連携を強化して小・中間の連続性を確保する。
- (5) 学校祭では地域諸団体との連携を図り、南知多町をより深く学ぶ機会とする。
- (6) 小・中学校教員の交流研修・情報交換会を行う。

4 統合後の中学校部活動

- (1) 統合中学校に設置する部活動は、従来各校にあった部活動を考慮するとともに、小学校での部活動を生かしたものとして連携を図る。（1中か3中かで変わる）
 - 例) 男子 … 野球、サッカー、バレーボール 女子 … バasketボール、バレーボール
 - 合同 … 総合スポーツ、卓球、吹奏楽、文化・芸能
- (2) 中学校にない個人種目で中小体連の大会があるものについては、引率が付き、参加する。部活動としては、「総合スポーツ部」で基礎体力向上のトレーニングをする。
- (3) 生徒が家庭で続けている活動や習い事はそのまま続け、可能ならば部活動にも参加させる。
- (4) 朝練習は基本的には行わず、土日の活動はどちらか1日のみとする。ただし、本人や保護者がより多くの活動を望む場合には、さらに1日の活動を補完する体制づくりを進める。この場合、活動場所は中学校だけにとどまらず、町内の各施設を活用する。

5 移行時期への配慮

- (1) 移行時期には、小・中学校ともに各校の交流を進める。
- (2) 統合が決まった後の中学校部活動については、統合時を見据えた部活動も可能とする。
- (3) 定期便が欠航の時は、島に残ったまま授業を受けられる手立てを準備する。（遠隔授業施設の整備、学習課題の計画的運用など）

6 高校・大学との連携

- (1) 各分野で、近隣高校（内海高校や日本福祉大学付属高校等）との連携を図る。
 - ・小中学校ともに、部活動の交流、進路学習、施設利用、文化交流など
- (2) 部活動や体育の指導に関しては日本福祉大学スポーツ科学部と、特別支援教育、不登校対策や保護者の子育て支援に関しては教育・心理学部との連携を図る。
- (3) 小中学校は、大学生の教育研究活動や学校現場体験実習に協力する。
- (4) 教職員研修において、大学・高校との連携を進める。

7 保育所との連携

- (1) 小学校教員と保育士は交流研修を行い、保育や教育の実情をお互いに学び合う。
- (2) 中学生の希望者は、保育所で職場体験をしたり、家庭科の時間に保育実習をしたりする。
- (3) 保育所年長児は、小学校での生活体験をして交流を密にし、保・小間の連続性を確保する。

南知多町立小中学校規模適正化懇談会 開催スケジュール（案）

2020/6/3

回数	日時 ※毎月1回開催	場所	検討内容	備考
第1回	令和2年6月3日（水） 9時30分～12時	南知多町役場 （大会議室）	①学校施設視察 ②懇談会の目的と運営について ③アンケート結果・意見交換会での意見を踏まえた学校教育の在り方（案）について ④今後のスケジュール	自己紹介
第2回	令和2年7月1日（水） 10時～12時	南知多町役場 （大会議室）	①児童生徒数の現状、今後の推計及びその課題について ②学校施設の現状と課題について ③アンケート調査及び意見交換会の結果について ④学校の適正規模・適正配置の基本的な方針（適正規模として考える学級数）について	
第3回	令和2年7月27日（月） 10時～12時	南知多町役場 （大会議室）	①小学校の適正配置（ <u>小学校の統合</u> ）計画について ②中学校の適正配置（ <u>中学校の統合</u> ）計画について ③小規模校を存続させる場合（学校統合を選択しない場合）への対応について ④学校統合にあたっての配慮事項について	
第4回	令和2年8月19日（水） 10時～12時	南知多町役場 （大会議室）	①中学校の適正配置（ <u>中学校の統合</u> ）計画について ②小規模校を存続させる場合（学校統合を選択しない場合）への対応について ③学校統合にあたっての配慮事項について	
第5回	令和2年9月7日（月） 10時～12時	南知多町役場 （大会議室）	①中学校の適正配置（ <u>中学校の統合</u> ）計画について ②懇談会としての意見のまとめについて	